

茨城県報

第 6 8 5 4 号

昭和55年 7 月24日

木 曜 日

(明治35年 3 月17日)
第三種郵便物認可

目 次

規 則

- | | ページ |
|---|-----|
| ●茨城県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(都市施設課) | 1 |

告 示

- | | |
|---|---|
| ●生活保護法に基づく医療機関の指定及び廃止 (社会福祉課) | 2 |
| ●保険医及び保険薬剤師の登録 (保険課) | 3 |
| ●青少年に有害な器具類の指定 (総合県民室) | 4 |
| ●茨城県技能者表彰規程の一部改正 (職業訓練課) | 4 |
| ●内水面における漁業の免許の内容たるべき事項, 免許予定日, 関係地区, 申請
期間等の決定 (漁政課) | 4 |
| ●新規土地改良事業の認可 (3 件) (農地管理課) | 5 |

公 告

- | | |
|------------------------------|----|
| ●種畜検査の実施 (畜産課) | 6 |
| ●土地立ち入り測量 (2 件) (用地課) | 8 |
| ●建築許可に関する聴聞 (建築指導課) | 8 |
| ●住宅地造成事業の工事完了 (") | 9 |
| ●開発行為の工事完了 (2 件) (") | 9 |
| ●道路位置の指定 (") | 10 |

広 告

(日本住宅公団)

- | | |
|----------------------------------|----|
| ●土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定 | 11 |
| ●土地区画整理審議会の選挙すべき委員及び予備委員の数 | 11 |

規 則

茨城県規則第52号

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

昭和55年 7 月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県都市公園条例の一部を改正する条例 (昭和55年茨城県条例第27号) 別表第 1 及び別表第 2
の改正規定中洞峰公園に係る部分の施行期日は昭和55年 7 月25日とする。

告 示

茨城県告示第1150号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和55年 7 月24日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医 科	072, 035, 9	蘇 原 内科医院	結城市立町421	蘇 原 織 吉	55. 2. 25
"	312, 069, 8	医療法人恒仁会 石 塚 地方病院	東茨城郡常北町石塚1337	医療法人恒仁会	55. 4. 30
"	022, 114, 3	栗 山 整形外科 病院	日立市日高町 3—118	栗 山 栄	55. 5. 31
"	022, 113, 5	医療法人愛宣会 秦リハビリテー ション病院	日立市鮎川町 2—528	医療法人愛宣会	55. 6. 1
"	022, 112, 7	磯 野 医 院	日立市多賀町 1—10—10	磯 野 五 郎	"
"	032, 113, 3	酒井小児科医院	土浦市中高津 3—2—9	酒 井 美 智	"
"	422, 027, 3	須 沢 医 院	結城郡石下町本石下14	須 沢 忍	"
"	092, 027, 2	磯山胃腸科外科	那珂湊市烏ヶ台 11857—1	磯 山 凱 一	55. 6. 11
"	402, 068, 1	小 倉 内科医院	筑波郡谷田部町 東原 2—4—14	小 倉 正 己	55. 6. 14
"	432, 052, 9	高 野 病 院	猿島郡総和町西牛ヶ谷 1015—7	高 野 裕	"
"	112, 025, 2	水海道市医療保 健センター診療 所	水海道市森下町4434—2	水 海 道 市	"
"	332, 064, 5	徳 永 産婦人科	那珂郡東海村村松 1025—1	徳 永 学	55. 7. 7
"	362, 076, 2	波 崎 新丸病院	鹿島郡波崎町矢田部 字松下13451	馬 場 治 賢	"
歯 科	033, 047, 8	小 竹 歯科医院	土浦市蓮河原新町 1丁目30番 リバーサイド ハイツ 1—4	小 竹 明	55. 6. 1
"	033, 048, 6	梶塚歯科クリニ ック	土浦市大和町 2—22	梶 塚 達 夫	"
"	403, 027, 2	大 野 歯科医院	筑波郡谷田部町 刈間1422—1	大 野 勝 己	55. 6. 14

"	013,119,9	ホワイト歯科クリニック	水戸市赤塚1-2016-16 鈴木ビル3F	赤 塚 修	55. 7. 7
"	433,029,2	総和歯科診療所	猿島郡総和町関戸726	山 本 明	"
薬 局	034,030,1	有限会社 大 恵 調剤薬局	土浦市桜町3-8-13	有限会社大恵調 剤薬局 代表取締役 鯨 井 康 嗣	55. 6. 1
柔道整復	225	生 井 接 骨 院	猿島郡猿島町大字逆井78	生 井 功 男	55. 7. 7
"	226	鹿 島 接 骨 院	鹿島郡鹿島町栗生3119	倉 垣 攸 次	"

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 止 年 月 日
医 科	072,021,9	蘇 原 内科医院	結城市国府町7527	蘇 原 織 吉	55. 2. 25
"	312,027,6	石 塚 地方病院	東茨城郡常北町石塚1337	山 崎 恒 雄	55. 4. 30
"	022,092,1	栗 山 整形外科 医院	日立市日高町4の49	栗 山 栄	55. 5. 31
"	422,001,8	須 沢 医 院	結城郡石下町本石下14	須 沢 光 雄	"
歯 科	033,010,6	小 竹 歯科医院	土浦市桜町1-14-2	小 竹 美佐子	"

茨城県告示第1151号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
佐 々 俊 雄	茨 医 4162	55. 5. 31
松 井 淳 一	" 4163	55. 6. 3
横 須 賀 良 次	茨 歯 1096	55. 6. 9
蛭 原 誠 治	" 1097	"
泉 川 勇 治	" 1098	55. 6. 16
山 田 克 己	茨 薬 787	55. 6. 3
野 田 慶 子	" 788	55. 6. 17
江 原 好 枝	" 789	55. 6. 19

山 口 善 郎

〃

790

〃

茨城県告示第1152号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 8 条第 1 項の規定により、青少年に有害な器具類として次のものを指定する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	名 称	製 造 元	備 考
22	がん具煙火	音入 笛ロケット	三 河 花 火 I N A T O K U (輸 入 元) (N A - 9)	・全長 約45cm ・プラスチックの 部分の長さ 約9.5cm
23	がん具煙火	人 工 衛 生	N . F (輸 入 元) (O A - 15)	・PAT. NO 474230 ・成人向との表示 あり

茨城県告示第1153号

茨城県技能者表彰規程（昭和44年茨城県告示第 334 号）の一部を次のように改正する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 4 条第 2 項第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) 商工指導課長
- (3) 経営助成課長

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第1154号

漁業法（昭和24年法律第 267 号）第11条第 5 項の規定に基づき、内水面における漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、関係地区、申請期間等を次のとおり決定する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

十 王 川 共 同 漁 業 権

- 1 公示番号内共第19号
- 2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類, 漁業の名称及び漁業の時期

漁 業 種 類	漁 業 の 名 称	漁 業 の 時 期
第 5 種 共 同 漁 業	陸 封 性 ま す 漁 業 あ ゆ 漁 業 こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで

(2) 漁業の位置

茨城県多賀郡十王町及び日立市川尻町

(3) 漁場の区域

次の基点第13号とアを結んだ線から上流の十王川及びその支流

基点第13号 茨城県日立市川尻町 4 丁目17番地地先の護岸堤上に設置した標識

ア 基点第13号から52度12分の線と対岸との交点

(4) 制限又は条件

地方公共団体の行う河川工事又は港湾工事に対し, 正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(5) 免許予定日

昭和55年10月 1 日

(6) 関 係 地 区

茨城県多賀郡十王町及び日立市川尻町

(7) 存 続 期 間

昭和55年10月 1 日から昭和58年12月31日まで

(8) 申 請 期 間

昭和55年 7 月 31 日から昭和55年 8 月 30 日まで

茨城県告示第1155号

昭和55年 4 月 1 日付けで, 真壁町長岡男から認可申請のあつた下谷貝地区土地改良事業を昭和55年 7 月 16 日付けで土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから, 同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1156号

昭和55年 3 月 31 日 付けで、石下町長松崎良助から認可申請のあつた国生地区土地改良事業を昭和55年 7 月 15 日 付けで、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1157号

昭和55年 3 月 25 日 付けで、明野町長加倉井正利から認可申請のあつた下川中子地区土地改良事業を昭和55年 7 月 15 日 付けで、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により認可したから、同法第96条の 2 第 7 項の規定により公示する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

公 告

●種畜検査の実施

茨城県種畜検査条例（昭和38年茨城県条例第16号）に基づく、昭和55年度定期種畜検査を次のとおり施行するので、茨城県種畜検査条例施行規則（昭和55年茨城県規則第19号）第 6 条の規定により公告する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 検 査 の 目 的

家畜の改良増殖を促進するため、種付けに供用する種畜の検査を実施する。

2 検査の対象となる家畜

種付けに供用する豚、めん羊及び山羊（家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の政令で定める家畜を除く。）の雄とする。

3 検 査 実 施 地 域

鹿行地方総合事務所管内

4 検 査 日 程

検 査 月 日		検 査 場 所		検 査 予 定 頭 数		備 考
月 日	時 間	市 町 村	検 査 場	豚	めん羊 山 羊	
8 月 18 日	9 : 30 ~ 12 : 00	鉾 田 町	紅葉 井坂仁一 宅	4	—	
"	13 : 00 ~ 16 : 00	"	南野 島崎陽一 宅	6	—	

8月19日	9:30~12:00	"	銚田 菊池美儀 宅	4	—	
"	13:00~16:30	"	" 林繁 人 宅	7	—	
8月20日	9:30~12:00	大 洋 村	上幡木 取次 清 宅	5	—	
"	13:00~14:00	"	汲上 山口仁義 宅	5	—	
8月21日	10:00~12:00	大 野 村	和 根崎 勇 宅	3	—	
"	13:00~15:00	"	荒野 堺田 博 宅	3	—	
8月22日	10:30~11:30	牛 堀 町	牛堀 黒田福三 宅	2	—	
"	13:00~16:00	鹿 島 町	谷原 吉井光浩 宅	4	—	
8月25日	10:00~11:00	神 栖 町	横瀬 野口正男 宅	1	—	
"	13:00~16:00	波 崎 町	本郷 篠塚権一郎 宅	4	—	
8月26日	9:30~12:00	麻 生 町	青沼 大里武志 宅	4	—	
"	13:00~16:00	"	井貝 平野晋一 宅	4	—	
8月27日	9:30~12:00	"	行方 高木 誠 宅	5	—	
"	13:00~16:00	"	" 太田喜之助 宅	5	—	
8月29日	9:00~12:00	北 浦 村	中根 池田誠一 宅	6	—	
"	13:00~16:00	"	荒野 境 博雄 宅	5	—	
8月30日	10:00~12:00	潮 来 町	延方 窪谷芳彦 宅	4	—	
9月4日	9:00~12:00	玉 造 町	芹沢 山口忠一 宅	6	—	
"	13:00~16:00	"	甲 鈴木忠芳 宅	6	—	
9月5日	9:30~12:00	旭 村	子生 片田常義 宅	5	—	
"	13:00~16:00	"	造谷 吉川公通 宅	6	—	

9 月 6 日

9 : 30 ~ 12 : 00

旭

村

鹿

田

吉

田

泉

宅

6

—

●土地立ち入り測量

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第11条第 1 項ただし書の規定により通知があつたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道常陸太田烏山線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡金砂郷村大字上宮河内字高橋地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年 7 月 28 日から昭和56年 1 月 27 日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道矢畑横倉新田線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
結城市大字上山川字片蓋、字小蓋山及び字前割地内
" 大字結城作字陣場、字境木及び字屋敷付地内
" 大字上成字本田山及び字東浦地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和55年 8 月 1 日から昭和56年 3 月 31 日まで

●建築許可に関する聴聞

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第48条第 9 項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴聞期日 昭和55年 7 月 30 日 午前11時
- 2 聴聞場所 稲敷郡阿見町阿見字海老田3759— 2 他18
- 3 聴聞事項 第一種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
汚水処理施設の新築
- 4 申請者住所氏名 稲敷郡牛久町東獺穴1000番
三菱モンサント化成株式会社土浦工場 工場長 松 尾 謙 一
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造 1 階建 新 築
申請築造面積 52.52 m²

6 敷 地 面 積 68.82㎡

原動機 新增設12.5KW

7 建 築 物 の 位 置 稲敷郡阿見町阿見字海老田3759— 2 他

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第 160 号）第 4 条第 1 項の認可に係る住宅地造成事業について、次の地域の工事が完了したので、同法第12条第 3 項の規定により公告する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字玉戸字伊房地1270番の11の 1 部, 1270番の12の 1 部, 1270番の13の 1 部, 1270番の14の 1 部, 1270番の15の 1 部, 1270番の45の 1 部, 1270番の46から54まで, 1270番の81の 1 部, 1270番の82から85まで, 1270番の86の 1 部, 1270番の87, 1271番の 5 から 9 まで, 1271番の10の 1 部, 1271番の25の 1 部, 1272番の12, 1272番の13の 1 部, 1272番の18, 1272番の19の 1 部, 1273番の 9, 1274番の 5, 1274番の 9 の 1 部, 1275番の 5, 1275番の 9 の 1 部, 1276番の 1, 1276番の 7 の 1 部, 1276番の 8 の 1 部

“ ” 字山ヶ島1289番の 1, 1289番の48から51まで, 1289番の52の 1 部, 1290番の 1 の 1 部, 1290番の 2 の 1 部, 1292番, 1293番, 1294番の 1 部, 1295番の 1 部, 1296番の 1 の 1 部, 1296番の 2 の 1 部, 1297番の 1 の 1 部, 1297番の 2 から 3 まで, 1298番の 1 の 1 部, 1298番の 2 から 3 まで, 1299番の 1 の 1 部, 1299番の 2 から 3 まで, 1300番の 1 の 1 部, 1300番の 2 の 1 部, 1300番の 3 の 1 部, 1301番の 1 の 1 部, 1305番の 1 の 1 部, 1305番の 2 の 1 部, 1306番の 1 から 2 まで, 1307番の 1 から 2 まで, 1308番の 1 から 2 まで, 1310番の 1 から 2 ままで, 1311番の 1 から 2 まで, 1312番の 1 から 2 まで, 1313番の 1 の 1 部, 1314番の 1 から 3 まで, 1315番の 1 から 3 まで, 1316番

2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区八重洲 1 丁目 6 番17号

大洋興業株式会社

代表取締役 蓮 池 義 昭

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字岡芹字中田仮59番ロ及び仮60番イ

2 事業主の住所及び氏名

下館市乙584

株式会社 サン・パル

代表取締役 大 島 春 子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡茎崎村大字森の里971番 1, 972番 1, 1095番 6

3 事業主の住所及び氏名

稲敷郡茎崎村大字小茎210

柴 山 隆四郎

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年 7 月 24 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第469号	55. 7. 9	日吉商事(株) 代表取締役 田中 重定	取手市取手 3の4の4	北相馬郡藤代町宮和田 字中畑283番11	メートル 4.09	メートル 15.00
" 第471号	55. 7. 14	日栄興発(株) 代表取締役 門井 孝一	東京都港区 北青山3丁目 2番9号	稲敷郡牛久町牛久字蛇 喰649番34, 同番39	4.00	31.30
下土木指令 第539号	55. 7. 8	赤萩 治	水海道市本町 2568番地	水海道市相野谷町字西 畑65番11, 65番12, 65 番13	4.00	34.40
境土木指令 第331号	55. 7. 14	横井 敏夫	埼玉県北葛飾郡 杉戸町大字鷺巣 963番2	猿島郡三和町大字長左 衛門新田字北山963番2	4.00	76.20
" 第332号	"	鈴木吉之助	猿島郡三和町大 字諸川1841番2	" " 大字諸川 字田1876番1, 1876番 15, 1876番16	4.00	16.00
" 第333号	"	三和ホーム販 売(株) 代表取締役 木村 宗一	東京都千代田区 九段南4丁目 5番11号	" " " 字田淵1884番5	4.10	27.90

広 告

●土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定

住宅公団首都圏宅地開発本部公告第 9 号

岩井・境都市計画事業冬木特定土地区画整理審議会委員の
選挙人名簿の確定について

昭和55年 8 月31日執行する岩井・境都市計画事業冬木特定土地区画整理審議会委員の選挙の選挙人名簿について、昭和55年 6 月25日から 2 週間縦覧に供したが異議の申出がなかつたので、原案のとおり確定する。

昭和55年 7 月24日

日 本 住 宅 公 団

●土地区画整理審議会の選挙すべき委員及び予備委員の数

住宅公団首都圏宅地開発本部公告第10号

岩井・境都市計画事業冬木特定土地区画整理審議会の選挙すべき
委員及び予備委員の数について

日本住宅公団法施行令（昭和30年政令第 124 号）第 7 条において準用する土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第 4 項の規定に基づき、昭和55年 8 月31日執行する岩井・境都市計画事業冬木特定土地区画整理審議会委員の選挙において選挙すべき委員及び予備委員の数を次のとおり公告する。

記

- | | |
|------------------------|-----|
| 1 土地所有者から選挙する委員の数 | 12名 |
| 2 借地権を有する者から選挙する委員の数 | 0 名 |
| 3 土地所有者から選挙する予備委員の数 | 6 名 |
| 4 借地権を有する者から選挙する予備委員の数 | 0 名 |

昭和55年 7 月24日

日 本 住 宅 公 団

★ 県政の総覧 () 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配布をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（金 1,200 円）
（休日の場合は繰り下ぐ）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所